

2023年1月10日

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関する電気料金の措置について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）に参加申請し、採択されました。これに伴いまして、2023年1月ご使用(2月検針)分以降の電気料金において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きをおこないます。

なお、本事業に関しまして、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは不要です。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。2023年度前半にかけて、毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

※国におけるモデルケース（使用電力量 400kWh/月）では、毎月 2,800 円の値引きとなります。

2. 適用対象

当社と低圧・高圧の電気需給契約があるお客さま

3. 期間

2023年1月ご使用分～2023年9月ご使用分（※2023年2月分料金～2023年10月分料金）

4. 内容

| 区分 | 電気料金（税込） | |
|-------|----------|----------|
| | 低圧 | 高圧 |
| 値引き単価 | 7円/kWh | 3.5円/kWh |

※2023年9月ご使用分（2023年10月分料金）の電気料金への負担軽減は縮小（半減）されます。
低圧（3.5円/kWh）、高圧（1.8円/kWh）

5. 値引き額の反映方法

各月のご使用量より値引き額（ご使用量 × 値引き単価）を反映します。

なお、「国による電気料金軽減措置」として値引き額の掲載を予定しております。

負担緩和策の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)又は、[公式チラシ \(PDF\)](#)をご覧ください。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上